

任期制職員給与規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人徳島県サッカー協会職員就業規則第14条の規定に基づき、この法人の任期制職員（定年退職職員を含む）の給与に関する取扱いについて定めるものである。

(給与の区分)

第2条 任期制職員の給与は、年俸とする。

(給与の支給)

第3条 給与は、控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接又は任期制職員が指定する預金もしくは貯金の口座へ振り込みにより支給する。

(年俸の支給方法)

第4条 年俸は、決定した金額を契約期間の月数で分割して得た額（以下「年俸月額」という。）を毎月支給する。

(給与の計算期間及び支給日)

第5条 給与は、毎月1日から当月末日までを一計算期間とし、当月分を翌月10日（その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日）に支給する。ただし、必要な場合は、その都度、別に定める日とすることができる。

2 給与の計算方法については、給与規程の第4条に準ずる。

(年俸の決定等)

第6条 任期制職員の年俸は、原則として、2,360,000円以内とし、そのときの社会情勢の変化等を勘案し、常務理事会において正式決定をする。

2 退職金は支給しない。

(雇用期間)

第7条 任期制職員の雇用期間は、原則として、4年間とし、特別な事情がある場合は1年間延長することができる。

2 前規程が適用されている定年退職者は、特例として、平成28年4月1日から本改正規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から適用する。

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。